

## 第3節 金融安定理事会 (FSB)

### I 沿革

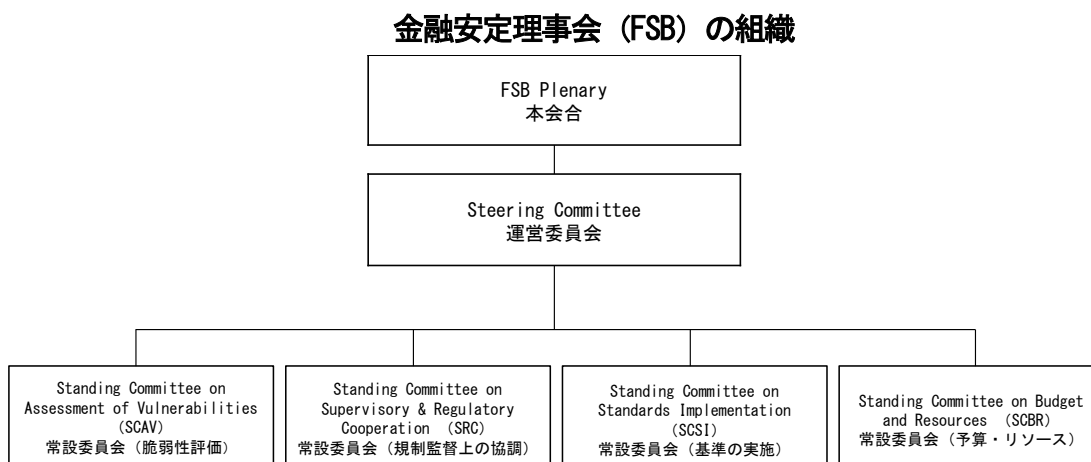
1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播 (contagion) した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム (FSF: Financial Stability Forum) が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

### II 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合 (Plenary) の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会 (SC: Steering Committee) と複数の常設委員会 (Standing Committee) が設置されている。



### III 主な議論

#### 1. 気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会 (SCAV: Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities) の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析や分析手法の検討、気候変動関連データの利用可能性及びデータギャップに関する検討を進めている。また、2021年2月より、規制監督上の協調に係る常設委員会 (SRC: Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation) の下で、気候関連情報開示及び気候関連リスクに係る規制・監督に

関する作業を開始した。

2021年7月には、こうしたFSBの取組や、各基準設定主体・IFRS財団等における気候関連金融リスクに関する今後複数年の取組及びその行程を、①情報開示、②データ、③脆弱性分析、④規制監督上のアプローチ、の4つの分野について整理した「気候関連金融リスクに対処するためのFSBロードマップ」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。同ロードマップに基づき、FSBにおいて取り組んできた進捗を整理し、2023年7月には、「気候変動に伴う金融リスクに対処するためのFSBロードマップ：2023年進捗報告書」を公表し、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

ロードマップに基づく具体的な取組として、2021年から毎年公表をしている「気候関連開示に関するFSB進捗報告書」を2023年10月に公表した。本報告書では、国際的な枠組みとして、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるIFRSサステナビリティ開示基準の公表を歓迎するとともに、各国における取組や企業における気候関連財務タスクフォース（TCFD）提言に準拠した気候関連開示の進捗状況等について報告している。加えて同日、TCFDの最後の状況報告書となる「TCFDの2023年状況報告書」が公表され、FSBはISSBに対し、翌年以降の気候変動に関連した企業の財務情報開示の進捗状況を監視するよう求めた。

また、2023年9月に、SRCの下で、金融安定のための金融機関及び非金融機関の移行計画及びその立案に関する概念整理を行うためのワーキンググループ（TPWG：Transition Plan Working Group）が設置され、その議長に池田 賢志 総合政策局参事官（国際担当）兼 チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（当時）が選任された。

## 2. 金融技術革新

### [ステーブルコイン]

FSBは、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」について、2020年10月に公表した「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告」に関して、2023年7月、勧告の適用対象の拡大、価値安定化メカニズムや償還権に関する要件の強化などを含む勧告の改訂版を公表した。

### [暗号資産]

暗号資産が金融安定へもたらすリスクについて、FSBは、裏付け資産を持たない暗号資産に関する規制監督上のアプローチの検討を進め、2022年10月に実施した「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視」についての市中協議により得られた意見等を踏まえ、2023年7月、「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」を公表した。

### [その他]

IMFとFSBは、ステーブルコインやいわゆる分散型金融（DeFi）を含む暗号資産関連の活動・市場がもたらすマクロ経済・金融安定上のリスクに当局が対処す

るための包括的なガイダンスとして、2023年9月、「IMF-FSB 統合文書：暗号資産に関する政策」を公表した。また、複数の暗号資産のサービス、商品及び機能の組み合わせを提供するサービス提供者について、FSBが2023年11月に「複合的な暗号資産仲介者の金融安定に与えるインプリケーション」を公表するなどし、金融安定へもたらすリスクについての分析が進められている。

### 3. ノンバンク金融仲介 (NBFI)

FSBは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする2020年3月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて、2020年11月に「2020年3月の市場の混乱についての包括的レビュー」を公表した。同レビューは、混乱を引き起こす要因となった、NBFIの抱える課題を特定した上で、NBFIシステムの強靱性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②NBFI及び金融システム全体のシステミック・リスクの理解の深化、③NBFIのシステミック・リスクに対処する政策の評価、の3分野を内容とする今後の作業計画を示した。

作業計画に基づき、FSBは、NBFIに係る様々な分野について分析や規制監督上のアプローチ等を検討してきた。2023事務年度には、隠れたレバレッジ、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、証拠金慣行、国債市場の流動性に関する分析作業を行っている。NBFIに係る取組の進捗状況を整理し、FSBは、2023年9月に「ノンバンク金融仲介 (NBFI) の強靱性向上：進捗報告書」を公表し、同月のG20サミットに提出した。

また、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチから生じる脆弱性への対応については、IOSCOと連携し、2017年に公表した「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」の改正作業を実施し、2023年12月に報告書「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言（改正版）」を公表した。

さらに、証拠金慣行の見直しに係る政策検討については、FSBは、2024年4月に市中協議文書「証拠金及び担保請求に対する流動性の備え」を公表した。

### 4. クロスボーダー送金の改善

FSBは、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための具体的な目標について議論を行い、2021年10月に「クロスボーダー送金の4つの課題の対応に向けた目標の最終報告書」を公表した。また、2020年10月に公表されたクロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに基づき取組を進めた結果を踏まえ、2022年10月にロードマップのうち特に優先的に取り組む3つの分野（①決済システムの相互運用性と拡大、②法律・規制・監督の枠組み、③クロスボーダーのデータ交換と電文標準）を特定。加えて2023年2月には、新たなロードマップとして、3つの優先取組分野ごとに、今後優先的に取り組むべき具体的なアクションとタイムラインを示した「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：G20目標達成のための優先アクション」

を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

加えて、FSB は、2023 年 10 月に 1 年間の進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップ：2023 年統合進捗報告書」（3 回目）および定量目標の進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の目標達成に向けた年次進捗報告書：2023 年 KPI 報告書」（初回）を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

なお、FSB は、既存の国際的なデータフレームワークがクロスボーダー送金に及ぼす影響について官民関係者にサーベイを実施し、2023 年 9 月に、「クロスボーダー送金に関連する国際データ標準のストックテイク報告書」を公表した。

## 5. サイバー・オペレーショナルレジリエンス

FSB は、金融機関及び監督当局のサイバー事象への対応の強化を目的として、2020 年 10 月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」を公表、その後 SRC 傘下の作業部会でサイバー事象の監督当局への報告制度について議論した。FSB は、2023 年 4 月に「サイバーインシデント報告の更なる収斂に向けた提案：最終報告書」及び関連文書を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。この提案を受けて、サイバーインシデント報告の共通フォーマットを作成する作業部会が立ち上がり市中協議文書の作成を行っている。

また、FSB は、デジタルイノベーションの一側面としての金融機関による外部委託の利用の高まりに着目している。2021 年 6 月に公表した「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」で識別された論点を踏まえ、「サードパーティ・リスクマネジメントとオーバーサイトの向上—金融機関と金融当局のためのツールキット」と題する市中協議文書を 2023 年 6 月に公表し、同年 12 月に最終化した報告書を公表した。

## 6. 金融機関の実効的な破綻処理

FSB では、傘下の破綻処理運営グループ (ReSG : Resolution Steering Group) を中心に、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(Key Attributes) に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められている。加えて、国際的な破綻処理枠組みについて、2023 年 10 月、FSB は、2023 年に発生した欧米における銀行セクターの混乱から得られる破綻処理に関する暫定的な教訓に関する報告書を公表し、同報告書で特定された教訓をさらに深掘りする作業を行っている。また、金融市場インフラ分野については、2024 年 4 月、システム上重要な中央清算機関 (CCP) における破綻処理のための財源・ツールを整理し、その採用に向けた枠組みに関する最終報告書を公表した。